

生活交通を担うタクシー事業者の皆様へ

京都市令和2年度7月補正予算

タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金

▶ 京都市では、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出による外出自粛の影響を受け、利用者が激減し、継続して厳しい状況が続いている法人タクシー・個人タクシー事業者の皆様に対して、市民の皆様へ安全・安心で利用いただくための感染症予防対策に係る車両対策経費等の一部を補助します。

【補助限度額】 タクシー1台当たり 最大 **2万円**

補助対象者

京都市内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所（以下「本社等」という）を置くタクシー事業者

※その他にも要件があります。詳細はホームページを御確認ください。

補助対象車両

補助対象者が運行するタクシーで、

- ①近畿運輸局京都運輸支局に届け出ている事業計画書に記載の京都市内の本社等に所属していること
- ②地域における通勤、通院、買物などの日常生活に不可欠で、身近な生活交通のために利用されているもの

事業実施期間

令和2年4月1日以降に実施し、令和3年1月31日までに完了する対策

申請書の受付期間

令和2年9月15日（火）～令和2年10月31日（土）
※ 令和2年10月31日（土）当日消印有効

申請方法

申請書については、京都府タクシー協会又は京都タクシー業務センターで手に入れていただくか、ホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000274837.html>）からダウンロードし、必要事項を御記入のうえで、下記宛先に原則、**郵送**してください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御理解・御協力をお願いいたします。

（一社）京都府タクシー協会会員の事業者
＜郵送先＞〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 51-5
「（一社）京都府タクシー協会」宛て
＜問い合わせ＞ 075-691-6518

上記以外の事業者
＜郵送先＞〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 51-5
「京都タクシー業務センター」宛て
＜問い合わせ＞ 075-672-1110

申請書等は
こちらから
ダウンロード
できます。



京都市
CITY OF KYOTO

都市計画局歩くまち京都推進室
075-222-3483

Q&A

タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金

Q1 この補助金はどのような経費に使えますか？

補助金の対象となる経費は、次のとおりです。

① 感染防止のための車両対策に係る経費

具体例 車両の抗菌加工，飛沫防止シート，アクリル板などの仕切りの設置など

↳ できる限り，**抗菌・抗ウイルス加工の実施**をお願いいたします。

② ①を実施したうえで購入する衛生対策用品

具体例 マスク，消毒液など

Q2 補助金は先着順ですか？

この補助金は**先着順ではありません。**

ただし，受付期間終了後，補助申請の総額が予算の上限を超えた場合は，申請の状況に応じた補助金額を決定したうえで交付します。

Q3 既の実施した対策や購入したものについても申請可能ですか？

令和2年4月1日以降に実施した対策等であれば対象となります。ただし，実施状況について確認するため，領収書の写し等が必要になります。

Q4 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の予定額は，12月中に郵送でお知らせします。その後，実施状況の写真や納品書，領収書等を添付した実績報告書を事業完了後に提出してください。本市において確認後，補助金額を確定し，速やかにお支払いします。

なお，4月1日以降に実施済みの対策などについては，報告書に添付すべき書類を申請書とともに御提出いただくことで，速やかにお支払いをすることが可能となります。

Q5 他の補助金で実施した対策についても申請できますか？

国や自治体，他の行政機関等から補助金を受けた（受ける）対策についても申請可能ですが，他の補助金を充てていない額が対象になります。

例1）12万円の対策を行い，他の補助金10万円をその経費に充てた場合
⇒ 2万円（12万円－10万円）が本補助金の対象になります。

例2）3万円の対策を行い，他の補助金10万円をその経費に充てた場合
⇒ 本補助金の対象とはなりません。